

「改憲」勢力NO! 核兵器廃絶の平和勢力の躍進を!!

—県平和委員会第2回常任理事会は訴えます—

県平和委員会第2回常任理事会が8月10日に開かれ（9名）9月12日に開催される第2回理事会に提案する秋の運動方針について検討しました。以下簡単に要旨を報告します。

1. 平和とくらしを守るといふ国民生活にとって一番大切な判断基準は憲法が守られているか、活かされているかどうかです。総選挙・県知事選挙ではそれぞれの立場で平和政治勢力を飛躍させるために奮闘することを申し合わせしました。

2. 県大会以後の取り組みの報告：平和行進・原水爆禁止世界大会・「平和特別旬間」などについて話し合い、理事会でさらに検討します。

特に「平和特別旬間」は20ヶ所（去年の倍）で開催されました。今後、マンネリに陥らず創造性を発揮し、さらに運動を広め定着させていく事の重要性を話し合いました。

3. 仲間づくりについては、組織強化委員会の方針を検討し理事会でさらに深めます。とくに、全県で月・5名の仲間づくりを持続的に発展させることを確認しました。仲間づくりはいくら決めても実践しなければ増えませんが、話し合っって計画を立てなければすすみません。要はみんなで話し合い、みんなで出来ることを決めるという、組織の体質改善が要求させる課題です。

4. 秋の取り組みについては（1）一斉宣伝行動については理事会までに宣伝行動委員会で各ブロックごとの運行日程をきめて10月はじめから開始します。また、チラシ・宣伝カーの流し文句も県民により一層アピールするものに努力する。

（2）秋の市民集会については「米軍機くるな、茨城実行委員会」に名称・組織・運動等について提案していきます。秋の集会前に横田・厚木・座間などの米軍基地調査を行います。

（3）「安保とは？」などというやさしい「県パンフ」を

つくることを検討します。

（4）「意見広告」についても各団体・個人の賛同者を昨年を上回る事にする。内容は核兵器廃絶を中心にしながら憲法や基地問題も取りあげていく。理事会でさらに検討します。

（5）来年5月開催のNPT再検討会議に向けての核兵器廃絶の署名を原水協と協力してすすめます。

以上



戦争記録と平和運動の 資料館づくりを進めよう

フリージャーナリスト 斎藤 平

‘10年代日本政治の方向性を決める総選挙、そして県知事選投票日が迫ってきた。

今年は北朝鮮のミサイル発射やアフリカ沖への自衛艦派遣など、国民にとってこれまでにない難題の多い総選挙になった。私たちは残る数日を憲法を守り抜くために奮闘したい。

この選挙戦の最中、NHKは新資料による「ノーモア・ヒバクシャ」や旧日本海軍の高級将校たちの戦争自己検証録音テープ「海軍400時間の証言」など長期取材の見ごたえのあるドキュメンタリー番組を放映した。TBSテレビは発掘資料で「最後の赤紙配達人」を、フジテレビも新資料による「特攻機・黒鳥を忘れない」など優れた作品を発表した。

記録・資料はあったのである。忍耐強い調査と情報収集、補強する長期間の資料調査や関係者とのインタビューを経て、初めて一本のドキュメンタリー作品となった。隠されていた歴史資料に肉薄し、公開、放映に奮闘したマスコミ関係者の努

力には頭が下がる。

ひるがえって茨城県内の戦前・戦後の資料保存や歴史発掘はどうだろうか。たとえば民主主義を目指す運動に絞っても、戦前・戦後と多くの闘いがあったが、自衛隊の資料館、警察側の捜査資料はあっても、活動家が人生をかけた闘いの公開記録は意外と乏しい。

民主諸団体の資料はロッカーに溢れ、共同の資料館がなければ歴史と経験は消滅の危機だ。

「戦前・戦中」が消滅するのは‘10年代がリミット」といわれる。歴史を消さないためには活動家のメモ帳や写真、録音テープなど遺品の寄託を受けよう。在宅で病んでいる高齢者、入院中の友人・知人からも資料提供を受けよう。家族のコメントを集めよう。

こうした“県民財産”保存に、当面の収納施設づくりを急ぐ必要がある。施設は知恵を絞って、まずは無人家屋や遊休建築物の提供を共同で受ける手もあるはずだ。

早く民主的な活動家、団体が集まり、組織作りと資料館めざす即座の対応を望みたい。

歓迎!!新入会員のみなさんです

ともに平和の声を大きく広めていきましょう

- 向殿 久美子（水戸市）
- 田中 サトエ（つくば市）
- 長南 信雄（水戸市）
- 金子 岳司（牛久市）

各平和委員会・平和の会からの仲間づくりをおまちしています。

平和かわら版

平和新聞茨城版

発行：茨城県平和委員会

〒310-0912 水戸市見川5-127-281

Tel/Fax 029-251-2806

E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

No.540

月3回発行

2009.8.15・25

合併号



会員のみなさんへ、運動を広めるためにも、組織の拡大強化のためにも、財政的にも仲間づくりをお願いします。

09年原水爆禁止世界大会

長崎は今日も暑かった 充実した世界大会！勉強になりました

ふじしろ平和の会 渡辺 昭七

8/7 長崎空港に降り立つ、35～6度の気温、一気に汗が噴出す。この猛暑に、核爆発による灼熱、想像しただけで、身震いするような恐怖を感じる。会場の体育館と文化会館を7000名が埋め尽くす。空調もあまり効果がない。

日本被団協の田中事務局長から『原爆症認定集団訴訟の解決について政府と合意』したことが報告されました。長年の戦いが実り、本当によかった。しかし、この問題も、まだ続きます。田上長崎市長の『核兵器廃絶の流れを作るのは市民に課せられた課題』の発言と、長崎被災協田中会長の『被災者を生まない世界にしよう』の呼びかけは印象的でした。18時に開会総会が終了。

夕食時に、茨城県団の交流集会が行われ、日本三大夜景を眺めながら一日が終了。

二日目の朝6時に、タクシーで『平和公園』へ。9日の式典準備でテントが張られ、椅子が並べられて、平和の像の台座の下の鶴の準備が始まっていた。

そのあと分科会に参加。『核兵器廃絶と軍事費削減格差・貧困の克服』の分科会でした。297名の参加で37名の発言でした。物のように捨てられる派遣切り、福祉職場の低賃金、生活保護、経済的理由で中退する高校生、大学生、奨学金が卒業するときには500～900万円の返済額に膨れ上がる実態。等々が話された。人間が人間らしく生きることの出来ない、本末転倒な日本の政治、社会。核の抑止力にしがみつき、国民の困窮に痛みを感じない政治。政治災害である。怒りを覚えながら、市内観光へ。

路面電車を出島へ。江戸時代唯一の交易の場所。当時の建物等が再現され、時代を偲ぶことが出来る。

長崎港の遊覧は時間がなく、駄目でした。港を眺めながらコーヒー。店員に観光パンフレットに使用されている「さるく」の意味を聞く。『去ると来る』の造語と思っていたら「散策する」の方言でした。

三日目は10時半からの閉会総会。7500名を収容した会場は



暑い。

星野理恵さん（ソプラノ歌手）の『原爆許すまじ』の歌でオープニング。苦難、困難を乗り越えてきた被爆者の松谷英子さんと中山高光さんの決意表明に感動。国内の活動報告、決意表明が行われた。高草木事務局長から総括と行動提起がされた。『今年の大会は勇気と元気と感動に満ち溢れた大会になった。』と述べていました。長崎歌声合唱団による「長崎の鐘」は感動的でした。長崎アピールが採択され三日間の大会が終わりました。

三日間の感想は、4月のプラハでのオバマ演説が「核兵器のない世界を」のアピールに大きな励ましになっているということ。しかし、一方で強大な軍事産業や核抑止力に固執する勢力が存在することも無視できないこと。等が多く参加者から強調されていました。

新たな情勢の中で、2010年の不拡散条約再検討会議に向けた運動の重要性が強調されました。特に、世界で唯一の被爆国である日本の果たす役割は重要です。まず、『アピール署名』1200万筆を集約し、国連に持ち込むこと。また、日本政府が「核のない世界」「非核の日本」を宣言し、具体的な行動計画を提起させることも重要なことです。

核兵器は人類と共存できないし、存在することで果てしない軍備拡大が行われ、国民の生存権すら破壊することを改めて学ぶことが出来ました。

日本国憲法の持つ素晴らしさ、9条があって初めて、25条が活かされるし、生きる

その前に、日本では総選挙が行われます。平和勢力を大きく伸ばし、核の傘や抑止力に固執する勢力、改憲勢力を国会から退場してもらうことも強調されていました。30日は絶好のチャンスと考えようということです。

皆さんのカンパで有意義な経験をすることが出来ました。ありがとうございました。

憲法9条とお釈迦様

浄土宗善照寺 住職 大谷 隆照

今年の八月十五日は六十四回目の終戦記念日でした。

私の妻の父親は学徒動員で戦死しました。二十五歳でした。その義父の残したノートは細かな字でびっしり埋め尽くされていました。本当に学問がしたかったのだと思います。もしも、義父が生きていたらどのような寺にしたかったのだろうかと考えるときがあります。

私はお釈迦様が憲法を書いたなら日本国憲法と同じようなものを書くのではないかと思います。

日本国憲法は誰もが認めるように平和憲法です。平和をいかに実現するかを前面に押し出した憲法です。その中心となるものが憲法9条です。戦力の放棄です。国際間のいかなる紛争にも武力を持って解決としないという宣言です。

お釈迦様の教えは絶対平和主義です。お釈迦様は仏教徒としての最低の条件を五戒として定めています。その第一番にあげられているのが不殺生戒です。殺すなかれという戒めです。この戒めの対象とするものは人間だけではなく、全ての生きとし生けるものが対象になっています。しかしながら私たちは他の生命を奪わずには生きていけません。したがって、少しでも無駄に命を奪うことのないよう努力する必要があります。食べ物を残すこともこの戒めを犯すことにつながるのです。この戒めに照らし合わせれば武力を持つことはお釈迦様の教えに背くことははっきりしています。

（恐れが生じたから武器をもったのではない。武器を持ったから恐れが生じたのである。法句経）

法然様が浄土宗を開かれた根底には「敵も味方も救われる道を求めるように」というお父様の遺言があったことは間違いありません。敵、味方を超えて全ての人が手をつなげる世界、命の触れ合える世界、そこに至る道こそ念仏だという確信が浄土宗の開宗につながったのだと思います。この法然様の思いを受けて浄土宗では毎月二十五日を世界平和念仏の日と決めています。私はこのことは必然的に憲法9条を守り大事にしていくことにつながっていくものと思っています。

平和を念じる鐘が砲弾となるような時代を二度とつくってはなりません。

お釈迦様の教えを守り、その教えを広げていくことを使命とする寺院は、まずそれぞれの地域における平和の砦とならなければなりません。私は現在「五霞町9条の会」の代表としてお寺を拠点とした活動をささやかですが行っています。そのことが義父の思いを受けつぐことになると確信しているからです。